

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

香芝市教育委員会教育長 村中 義男

香芝市教育委員会規則第3号

香芝市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

香芝市体育施設条例施行規則（平成21年教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「次の各号に掲げる区分に応じて」を「体育施設の利用を開始する日（以下「利用日」という。）の2箇月前（その日が休館日等に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休館日等でない日）から」に改め、同項各号を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

- 5 体育施設の利用許可に係る事項のうち、利用日又は利用区分（条例別表第1から条例別表第6までに定める区分をいう。以下同じ。）については、前項の規定による変更をすることができる回数はそれぞれ1回限りとし、当該変更に係る利用変更許可申請書の提出期限は利用日の1箇月前までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 第7条第1項中「条例別表第1から条例別表第6までに規定する」を削る。
- 第9条を次のように改める。

（利用施設の制限）

第9条 体育施設（トレーニング室を除く。）の利用は、1日につき2施設までとする。

別表第2 香芝市総合体育館の部卓球用具の項の次に次のように加える。

トランポジヨグ	1台	50
マット	1枚	20

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。